

事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	市費教職員の任免、人事異動、服務(教育職)	町費負担教職員(幼稚園教員)の任免、人事異動、服務	その他	堺市の制度を基本に、合併までに調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	市費負担教職員の給与	町費負担教職員(幼稚園教員)の給与	その他	堺市の制度を基本に、合併までに調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	教職員の福利厚生等(教職員厚生会)	町費負担教職員(幼稚園教員20名)及び府費職員(1名の)福利厚生等	その他	町費負担教職員等については、町一般職職員と同じ取扱いとする。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	学校栄養職員配置	学校栄養職員配置	その他	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	市費負担教職員の福利厚生等(共済、互助)	町費負担教職員(幼稚園教員)の福利厚生等(共済、互助)	その他	町費負担教職員については、町一般職職員と同じ取扱いとする。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	幼稚園講師に関する業務	幼稚園講師に関する業務	その他	堺市の制度を基本に、合併までに調整する。